令和8年11月18日

株主各位

佐賀県佐賀市唐人二丁目２番１２−１０１号
中央インターナショナルグループ株式会社
代表取締役　請川　純彦

株主割当による新株式発行に関する公告

当社は、令和8年9月9日(水曜日)開催の当社取締役会において、株主割当による新株式発行を行うことを下記の通り決議し、令和8年12月31日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載された株主を持って、かかる新株式の割当を受ける権利を行使できる株主と定めましたので公告致します。

記

新株式発行要領

(1)　発行新株式数	普通株式　312,680株
(2)　割当方法	株主割当の方法による。令和8年12月31日(木曜日)の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対して、所定の申込みをすることにより、その所有株式1株につき0.10株の割合をもって新株式を割当てる。ただし、株式の割当を受ける権利を有する株主が所定の申込みをしないときは、当該株主は、株式の割当を受ける権利を失い、当該株主への新株式の割当は行われない。
(3)　発行価額	1株につき　金 300円
(4)　発行価額の総額	93,804,000円
(5)　資本組入額	1株につき　金 150円
(6)　払込金額	1株につき　金 300円
(7)　申込証拠金	1株につき金300円とし、払込期日に新株式払込金に振替充当するものとする。ただし、申込証拠金には利息をつけない。
(8)　申込方法	申込証拠金を振込の後、申込期間内に当社に申込む。
(9)　申込期間	令和9年1月14日(木曜日)　から 令和9年1月25日(月曜日)　まで
(10)　払込期日	令和9年1月27日(水曜日)
(11)　払込取扱場所	株式会社福岡銀行　佐賀支店(サガシテン)
(12)　その他	①新株式の割当を受ける権利を有する株主が、申込期間中に引受の申込みをしないときは、当該株主は、株式の割当を受ける権利を失う。なお、かかる株式の割当を受ける株主の権利が失われた株式(以下、「失権株」という。)は募集を打ち切り再募集は行わない。 ②その他この新株式発行について必要な事項は、今後の取締役会において決定する。 ③発行日決裁取引は行わない。

以上